

議事要旨(2) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について（検討状況の整理に対するコメントへの対応を踏まえた公開草案の文案検討等）

新井常勤委員（専門委員長）及び五反田屋主任研究員より、これまでの過年度遡及修正専門委員会における検討状況についての説明が行われた。説明の後、次のような質疑応答があった。

○会計上の見積りの変更に関する注記について

- ・ ある委員から、会計基準(案)に、「会計上の見積りの変更を行った場合、当期への影響がない場合でも将来の期間に影響を及ぼす可能性があり、かつ、その影響額を合理的に見積ることができるときには、当該影響額を注記する。」旨の記載があるが、当期への影響がない場合とはどのような場合を想定しているのか、また、会計上の見積りの変更は一般的な企業において頻繁に行われると認識しているが、例えば貸倒引当金を DCF 法で計算している場合で将来キャッシュ・フローの見積りを変更した時には、その影響額が重要であれば注記を求めることになるのかという質問があった。

これに対して事務局から、退職給付の数理計算上の差異の発生額については当期の発生額を翌期から費用処理することができるため、これに関連する見積りの変更等があればここでの当期への影響がない場合に該当するものと考えられ、また、貸倒引当金の見積りの変更については、おそらく事実の変更という要素が強いために現行実務においても注記が行われていないのではないかと理解している旨の回答を行った。さらに、今回の会計基準(案)では、注記の有無の判断は、現行実務を踏襲するものである旨を結論の背景に記載しており、国際的な会計基準のもとでの開示実務も現行の日本の実務よりも詳細という訳ではない点を考慮すると、その取扱いに問題があるということになれば、別途検討していくべき論点になると考えている旨の説明がなされた。

- ・ 他の委員から、当該会計基準が公表された後も、貸倒引当金の見積りの変更は、特別損益の前期損益修正項目として損益計算書上に残ることになるのかという質問があった。

これに対して事務局から、会計処理については当専門委員会での検討の範囲にはしていない旨の回答を行った。

○本会計基準の公表による他の会計基準等についての改正について

- ・ ある委員から、実務対応報告第 18 号については、「会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及修正」の取扱いは基本的に必要なくなると考えられるが、日本基準と IFRS の基準開発のタイミングの違いなどにより、取扱いに違いが生じる場合も想定される。その場合にはどのような対応をとるのかという質問があった。

これに対して事務局から、国際的な会計基準と日本の会計基準で今後開発する基準の公表にタイムラグが発生するような場合には、実務対応報告第 18 号の中での包括的な規定に基づいて調整するか、個々の新たな会計基準の中で対応するのか、いずれかの方法で対応することが考えられる旨の回答があった。

○過去の誤謬に関する原則的な取扱いが実務上不可能な場合について

- ・ ある委員から、会計基準(案)の結論の背景では、実務上不可能な場合の取扱いに関

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

し、このような取扱いを会計基準に設ける案と、設けない案の 2 つの考え方が記載されているが、公開草案に対して寄せられるコメント等を踏まえてさらに検討していくという理解でよいのか確認したい旨の質問があった。

これに対して事務局から、当該会計基準を納得感の高いものとするために、公開草案に寄せられるコメントも踏まえてさらに検討を行っていくことを考えている旨の回答を行った。

- 他の委員から、過去の誤謬に関する原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取り扱いについて、実際は会計基準として明示するのが適切ではないことは理解できるが、実務において誤謬の修正再表示が不可能な場合にはどのような取扱いを行えばよいのかという質問があった。

これに対して事務局から、誤謬の修正再表示が実務上不可能な場合には、会計基準に明示されていなくとも対応していくのは現在と同じではないかと考えている。ただし、概算も含めて修正再表示が全く出来ないということが起こり得るのかについては疑問もあるが、その点を踏まえて会計基準(案)では結論の背景に記述する方向で検討している旨の回答があった。

- また、他の委員から、実務においては、ある程度の割り切りや合理的な見積りを行うのが実情だろうと想像しているが、そうであるならば、誤謬の訂正を行う場合、誤謬の重要性が乏しくなるまで合理的な見積りを行うということを記述してはどうかとの意見があった。さらに他の委員から、実務上不可能な場合があることは当然想定されるので、監査上の判断の材料とするためにも、この場合には会計基準(案)本文の記載から削除した、「実務上不可能な場合の理由、誤謬の訂正方法等」の注記を行うことが考えられる旨を結論の背景に記載してはどうかという意見があった。

これらの意見を踏まえ、引き続き公開草案の公表に向けて文案の検討を行うこととされた。

以 上